

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施します。

令和 7 年 7 月 1 日

佐賀県公安委員会委員長 奥 田 律 雄

1 講習に係る警備業務の区分、講習の種別、実施期間及び定員

講習に係る警備業務の区分	講習の種別	実施期間	定員
法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する警備業務	新規取得講習	令和 7 年 8 月 18 日 (月) から同月 22 日 (金) まで、及び同月 25 日 (月) の 6 日間	5 人
	追加取得講習	令和 7 年 8 月 22 日 (金) 及び同月 25 日 (月) の 2 日間	10 人

※ 各講習とも午前 8 時から午後 5 時 30 分まで

※ 定員は先着順とする。

2 実施場所

神崎市千代田公民館（神崎市千代田町直鳥 166 番地 1）

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、最近 5 年間に法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する警備業務（以下「4 号警備業務」という。）に従事した期間が通算して 3 年以上である者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、4 号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者で、最近 5 年間に 4 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上であるもの

4 受講申込手続

(1) 受講申込書の受付期間

令和7年7月8日（火曜日）から同月14日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(2) 受講申込書の提出先

住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課（住所地及び営業所の所在地がいずれも佐賀県外である者は、県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課）へ持参してください。

なお、申込時に申込者の本人確認を行いますので、申込者の写真入りの身分証明書の写しを持参してください。

(3) 提出書類

ア 共通

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの顔写真1枚を貼り付けること。） 1通

(イ) 4号警備業務に従事したことを証明する警備業者等が作成する書面 1通

(ウ) 履歴書 1通

(エ) 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合にあつては、申込者本人の記名がある委任状 1通

イ 追加取得講習

資格者証等の写し 1通

(4) 講習手数料及び納付方法

ア 講習手数料

(ア) 新規取得講習

34,000 円

(イ) 追加取得講習

10,000 円

イ 納付方法

講習手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。

なお、納付された講習手数料は、返還しません。

5 講習の委託

この講習は、一般社団法人佐賀県警備業協会（佐賀市高木瀬東二丁目13番3号）に委託して行います。

6 その他

講習を受ける際は、筆記用具及びノート類を持参してください。

7 問合せ先

最寄りの警察署、佐賀県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務管理室（電話番号 0952-24-1111 内線 3033）又は一般社団法人佐賀県警備業協会（電話番号 0952-97-4783）